②「森林経営」が行われている森林の抽出・特定

- 〇京都議定書においては、「森林経営活動」が行われている森林を炭素吸収源の対象とすることが認められています。
- 〇我が国では、「森林経営活動」は、例えば育成林については、「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業、保育、間伐、主伐」と定義づけられています。
- 〇森林総合研究所では、1990年以降に施業が行われ、適切に管理されている「森林経営林」について具体的に数値 化する方法を確立し、それがどの程度あるのか全国規模で調査を行いました。
- 〇調査結果を踏まえると、「森林経営林」は育成林全体の半分程度にとどまっていることから、森林吸収量を確保する ためには、今後とも間伐など森林施業を適切に実施することにより、算入対象森林を拡大していくことが重要と考え られます。

育成林におけるFM率(2005年度)

所有形態	区分/樹種		地域	FM率 ^(注)
民有林	人工林	スギ	東北・北関東・北陸・東山	0.48
			南関東·東海	0.36
			近畿・中国・四国・九州	0.31
		ヒノキ	東北·関東·中部	0.53
			近畿・中国・四国・九州	0.48
		カラマツ	全国	0.37
		その他	全国	0.52
	天然林/全樹種		全国	0.38
国有林	全区分	/全樹種	全国	0.66

(注)FM率とは、「森林経営」に該当する森林の面積の割合のこと。

(出典)京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動に関する補足情報 (2007.5, 日本国政府)

FM率の適用地域





